

3 生活基盤

(2) 独禁政策分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>① 独占禁止法の不当 廉売規制の在り方について (公正取引委員会)</p>	<p>公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が独占禁止法違反行為となるのかを具体的に示した各種ガイドラインを策定・公表してきている。不当廉売規制についても、特に申告件数の多い小売業について、上記の趣旨から「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表し、その中でどのような場合に不当廉売に該当するかについての判断基準を示しており、判断基準の明確化が図られているものと考えている。</p> <p>なお、公正取引委員会としては、事業者からの事前相談に応じているところであり、これらの回答や違反事件の処理において個別の事案に対する法適用の考え方を明らかにしていくことにより、不当廉売規制の運用の明確化を図ってまいりたい。</p>	<p>自由で公正な創意工夫に基づく良質・廉価な商品供給等の正常な事業活動と不当廉売行為とは、その境界の見極めが困難なケースが多く、その明確な判断基準は、自由で公正な事業活動を行おうとする事業者にとって、必要不可欠のものである。しかし、現行のガイドラインについては、業種が小売業に限定されている点で不完全であり、また、一般指定6項に示されている「供給に要する費用」等、判断基準を示す上で極めて重要な概念についても、さらなる明確化を図っていく必要がある。</p> <p>法律を所管する組織として、事業者からの事前相談等に個別に応じることは当然であるが、誰もが不当廉売規制の基準を知りうる環境を整備し、自由で公正な競争を担保することは急務であると考えている。</p>
<p>② 独占禁止法の課徴 金制度の在り方の検討 (公正取引委員会)</p>	<p>独占禁止法基本問題懇談会報告書において、「・・・刑事罰を科されることは、・・・行政処分を受けることと比べてその不名誉の意味合いが異なり、法人処罰規定が存在することによる違反抑止効果は大きいと考えられる。・・・法人処罰規定を廃止することは、我が国の立法政策として、独占禁止法に違反することは道義的非難に値する犯罪ではないというメッセージを発信するものと受け止められかねず、適当ではな」く、「法人に対する刑事罰が存在することの有効性を活かしつつ、違反金を設計してこれを機動的に賦課することが、現状においては違反行為に対する抑止の観点からは効果的であり、引き続き、違反金と刑事罰を併存・併科することが適当である」と指摘されたところである。</p> <p>公正取引委員会としても、金銭的不利益処分を課徴金に一本化するのではなく、現行の課徴金と刑事罰が併存する制度を維持する方が、違反行為の抑止のためにより効果的であると考えている。</p>	<p>独占禁止法基本問題懇談会報告書については承知しているが、当会議としては、経済的利得を目的とする独占禁止法違反行為については、その性格から、抑止という目的からも、制裁という目的からも、違反行為に応じた金銭的不利益処分を課す方法に一本化することが最も効果的であると考えている。</p> <p>仮に、経済的利得を目的とする独禁法違反行為について、課徴金のみでは十分な抑止・制裁効果がないとするならば、それは現行の課徴金水準の問題であり、その引き上げ等により対応すべきものと考えている。</p>
<p>② 独占禁止法の課徴 金制度の在り方の検討 (法務省)</p>	<p>課徴金は違反行為の抑止を図るための行政上の措置であるのに対し、刑事罰は反社会性・反道徳性に着目した懲罰であり、両者の目的は必ずしも一致しない。また、刑事罰には、「犯罪を行った者」とのレッテルを貼ることによる特有の抑止効果もあり、課徴金制度に一本化しても抑止・制裁の目的は十分達成するという原案の指摘についてはその妥当性に疑問がある。</p> <p>この点に関しては、内閣官房長官の下で開催された独占禁止法基本問題懇談会が平成19年6月に取りまとめた報告書においても、「法人に対する刑事罰の</p>	<p>経済的利得を目的とする独禁法違反行為について、課徴金のみでは十分な抑止・制裁効果がないとするならば、それは現行の課徴金水準の問題であり、その引き上げ等により対応すべきものと考えている。</p> <p>なお、独占禁止法基本問題懇談会の報告書については承知しているが、政府全体の見解として出されたものではなく、当会議として問題意識を提示することには何ら問題はないものと考えている。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
	<p>有効性を活かしつつ、違反金（課徴金）を設計してこれを機動的に賦課することが、現状においては違反行為に対する抑止の観点からは効果的であり、引き続き、違反金と刑事罰を併存・併科することが適当である。」などと明記されているところである。</p> <p>仮に問題意識の提示に留まるものであるとしても、その妥当性に疑問があり、かつ独占禁止法基本問題懇談会報告書の記載と明らかに矛盾する方向性を打ち出すことは適当ではないと考える。</p>	
<p>③ 公正取引委員会の審判制度の在り方について (公正取引委員会)</p>	<p>裁判を受ける権利（日本国憲法第32条）の趣旨は、裁判所における裁判を受ける権利が最終的に認めればその権利が全うされ、行政機関が前審として審判すること自体は許容されているというのが通説である。実際、審級省略が行われている例は独占禁止法以外の審判制度にもみられる。</p> <p>また、裁判権及び審級制度については、憲法81条の要請を満たす限り、憲法は法律の適当に定めるところに一任したものと解すべきことは、最高裁判所の判例（例：昭和59年2月24日）によって、くりかえし判示されている。</p> <p>したがって、公正取引委員会等の審判制度は、憲法上保障された裁判を受ける権利と対立するものではない。</p> <p>なお、独占禁止法基本問題懇談会報告書においても、審級省略、実質的証拠法則を備えた審判制度は、行政過程において準司法的手続を採用して被処分者に十分主張・立証の機会を与えることにより適正手続を保障するとともに、行政過程、裁判過程全体を通してみた場合に、紛争の専門的早期の解決を図るものとして構想されているとされたところである。</p>	<p>当会議の主張は、現行の審判制度が、裁判を受ける権利に直ちに抵触、対立しているというものではない。</p> <p>今日、公正取引委員会は、競争政策を推進する上で、国民生活に多大な影響力を持つに至っている。それゆえ、公正取引委員会から法違反に問われた場合、検察官と裁判官の機能の両者を併せ持つ公正取引委員会の審判で審理をしなければならない点において、独立性・中立性・公平性への十分な配慮が必要である。</p> <p>この観点から、裁判を受ける権利の趣旨を政策的により的確に実現する、つまり、事業者をはじめ国民誰もが納得する外観を備えた制度にしていく必要があると考え、主張するものである。</p>
<p>④ 不当景品類及び不当表示防止法の在り方について (公正取引委員会)</p>	<p>平成19年3月の総付景品の最高額引上げ（従来の2倍に引上げ）を内容とした総付景品告示の改正に当たっては、引上げ額等について十分に検討して改正原案を公表し、公聴会を開催するとともにパブリックコメントに付した上で、寄せられた意見を慎重に検討して原案どおり改正したものである。規制の不断の見直しの必要性は御指摘のとおりであるが、前回改正は上記のとおり関係各方面の意見を十分踏まえたものであり、また、改正後の経過期間は1年余であって、その間、経済情勢に特段の変化が認められないにもかかわらず撤廃を前提とすることは適当ではない。今後、引き続き、事業者等における総付景品提供の実態を注視し、更なる総付景品規制の見直しの必要性について検討していくべきと思料する。</p>	<p>「改正後の経過期間が1年余」であるとしても、当該規制が今日のグローバルな経済社会に馴染むものでなければ、事業者の自由な販売活動を阻害するものとなるため、直ちにでも見直しを実施していく必要があると考える。</p>

(3) 環境分野

事 項	意 見	当会議の見解
<p>①地球温暖化分野 P91 L20～24「一方、太陽電池の例を見れば… 規制の設置についても検討すべきである。」を削除 (経済産業省)</p>	<p>「一方、太陽電池の例を見れば…乗り遅れている」の一文は、事実誤認であるため、削除されたい。 【理由】 我が国の太陽光発電の設備導入量は世界第2位である。</p>	<p>図表3-(2)-②にあるように、新設された太陽光発電設備の発電能力を比較すると、日本は2004年以降ドイツに大きく引き離されており、2006年には三倍近い開きがある。</p>
<p>(経済産業省)</p>	<p>「ドイツの成功の影響もあり…検討すべきである」とP97のFITの図についても削除されたい。 【理由】 ドイツの固定価格買取制度は、①高価格での買取りを電気料金に転嫁するため、電気料金の恒常的な値上げがあつて初めて成立する、②発電事業者のコスト削減インセンティブが働きにくい等の課題を有している。 また、規制措置として、我が国は平成15年度よりRPS制度を施行している。 (このため、P97のFITの図も削除)</p>	<p>該当部分では、FITを導入すべきとは言っていない。あくまで図表3-(2)-②のような現状を踏まえつつ、様々な選択肢を検討すべきであるという主旨である。</p>
<p>①地球温暖化分野 (第4パラグラフ) 京都議定書後の削減目標値について (環境省)</p>	<p><u>各国が長期的・継続的に取り組み、実効性のある温暖化対策として、世界全体での必要な排出削減量の達成につなげるため、</u>京都議定書第1約束期間後については、「公平かつ公正なルール」に関する国際社会の合意作りが重要。<u>公平性に配慮すべき理由は、これにより各国が長期的・継続的に取り組めるようになり、実効性のある温暖化対策として、必要な排出削減量の確保につながるためである。</u>このため、本文中での「先進国として世界にフェアな貢献となるレベルに設定すべく」との記述は、<u>世界全体での必要な排出削減量を確保達成</u>するとの本来の目的を明示するようお願いしたい。例として、「<u>先進国世界全体として、必要な削減量を確保達成するためし、公平さを踏まえつつ、先進国として、相応の貢献となるレベルに設定すべく</u>」。</p>	<p>当然、世界全体として必要な削減量を達成することは重要である。しかし、本取りまとめにおける該当部分の主旨は、あくまで先進国としてのフェアな基準の設定にある。</p>
<p>①地球温暖化分野 (第5パラグラフ) 基準年見直しについて (環境省)</p>	<p>基準年については、各国の排出削減努力が公平な形で評価されることを念頭に検討していくことが重要である。「省エネに早期に取り組んだ国にとってフェアとなるような時期を選定しないと(略)協力が得にくいと考える。」との記述は、日本にとってのみ有利となるよう設定すべきと主張しているようにも読めるため、国際的な理解が得られないと思われる。そのため、より一般的な表現として、例えば、「排出削減に積極的に取り組んでいる国が公平な形で評価されることを念頭に検討することで、各国の一層の協力が得られると考える。」と記述していただきたい。</p>	<p>該当部分は、多くの課題を残した京都議定書での目標設定の反省から、ポスト京都において日本をはじめ省エネを早い段階から進めていた国にとってもフェアなものにすることなしには、国内の企業及び国民の協力すら得られないのではという問題意識が根底にある。よって、国外については主旨から外れるものと思われる。各国の協力を得られるような仕組みづくりについては、今後ヒアリングなどを通し理解を深めたい。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
②廃棄物・リサイクル分野 (環境省)	<p>次のとおり修文されたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>しかしながら年間約 4.5 億トンもの廃棄物が排出・処理される我が国では、<u>廃棄物である未利用循環資源の取扱いに当たっては制約が多く</u>、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、<u>生活環境保全の確保を図ることを大前提として、ための規制によって、結果的に適正な処理を確保しつつ分が優先され、適正な資源循環の流れが推進を図っているところ</u>でしばしば断ち切られてしまっている面がある。</p> <p>(理由)</p> <p>廃棄物たる未利用資源のリサイクルは有意義であるが、そもそも廃棄物は、人にとって不要なものであるため、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、こうした生活環境保全上の支障を防止するため、例え再生利用される場合であっても未だ廃棄物である以上、法による適切な管理下に置き、不適正処理に対して厳正に取り締まることが必要。</p>	<p>例え再生利用される場合であっても廃棄物である以上、法に基づき不適正処理を厳正に取り締まる必要があることについては、当会議も同意するが、その厳正さから「結果的に」資源循環の流れがしばしば断ち切られているという事実を述べているに過ぎない。</p> <p>したがって、厳正な取り締りが不適切であるという主張ではない。</p>
(環境省)	<p>次のとおり修文されたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>実際なお、我が国は諸外国と比較して、廃棄物量に対する廃棄物処理業者数が非常に多い一方、大規模事業者が非常に少なく、各地域や業態ごとに中小規模の事業者が各々小規模に処理を行っている現状がある。内閣府「構造改革評価報告書 6」(平成 18 年 12 月)において、廃棄物処理業の生産性は 1995 年から 2002 年にかけて約 3% のマイナス成長であることが報告されていることから、循環型社会の形成のためには、廃棄物の適正な処理・再資源化の推進に加え、廃棄物処理業の生産性向上を促す環境整備が必須と言える。</p> <p>(理由)</p> <p>循環型社会への転換が進み、排出抑制等により廃棄物発生量が減少すると、廃棄物処理業の生産性は全体として低下せざるを得ないという特殊性があるのではないかと考えられ、廃棄物発生量と業の生産性の関係については十分な検討が必要だが、廃棄物処理業の生産性向上という目的は必ずしも循環型社会形成の推進に合致しないのではないかと。</p>	<p>廃棄物処理業は処理業許可の単位が地域単位に分断していることから中小規模の事業者が多く、したがってそれほど広範囲ではない区域から廃棄物を収集・運搬し、処理している。また、地域によっては必ずしも環境負荷が小さい処理施設・再生施設が整備されているわけではない。したがって、広範囲の区域から廃棄物を収集可能とすることで、より適切な処理が実現できるなど、事業者同士の提携や合併等を通じた効率化等の余地は大きいのではないかと当会議は考える。</p> <p>廃棄物処理業の生産性向上という効率化が進めば、社会的なコストも低廉化でき、循環型社会形成の推進に寄与できるのではないかとと思われる。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
(環境省)	<p>次のとおり修文されたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>過去にあった不法投棄などの不適正な処理を防止する観点から、排出される際に総合的に判断して不要とされた無化物・逆有償物は一旦廃棄物と定義され、その処理には厳重な規制や監視が課されて<u>おり、排出者処理責任が徹底</u>されている。</p> <p>(理由)</p> <p>不法投棄等の不適正処理は、決して過去のものではなく、現在もなお多発している問題である。その他文言の適正化。</p>	<p>廃棄物の定義は総合的に判断されるものであることは承知しているが、実際の現場における大きな判断要素は無償物または逆有償物かどうかであることから、敢えて強調する意味を込めて記載している。</p>
(環境省)	<p>次のとおり修文されたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>さらにこれらの規制や監視は、(中略) あらゆるところで細分化されて<u>おり、</u>いる。こうした厳重性や細分化された規制・監視のために、不適正な処理をした方が事業者のコストが低く済むという「悪貨が良貨を駆逐する」状況を生み出しており、このため、適正な処理をする業者の元に廃棄物が集まらず、結果として処理の効率化が困難になっているとの指摘もある。したがって優良で善良な事業者ほどまじめに対応するために事務処理に係るコストが多くなること<u>から、現状は、廃棄物処理業の生産性向上のためにも是非とも是正すべきである。そのためには優良な事業者ほど事務処理コストが低くなるような優遇制度を推進実現</u>することや、総合的処理を適正かつ効率的に行うことを促進することと同時に不法投棄等<u>の不適正な処理</u>をすることが高コストにつながるようにさらなる対策を講じる<u>ことなど、適正な処理をした方が低コストで済むような仕組み</u>が求められている。</p> <p>(理由)</p> <p>不適正な処理をする方が適正な処理に比べ事業者のコストが低く済むという構造は、廃棄物が人にとって不要なものであり、占有者の自由な処分に任せるとごんざいに扱われやすいという特性から必然的に生じるものである。従って、廃棄物処理の一連の流れを、法による適切な管理下に置き、不適正処理に対して厳正に取り締まるとともに排出事業者責任を徹底することで、不適正処理に係る社会的・経済的コストを高め、排出事業者が適正に処理を行う処理業</p>	<p>人にとって不要であるためにごんざいに扱われやすいという特性が廃棄物にあるからこそ、適切に処理をしている優良な業者に対しては事務処理等のコストが少なくなるような優遇策を設けることにより、「優良であるからこそ廃棄物が集めやすい」仕組ができるようにすべきであると考えます。</p> <p>貴省も認める優良業者であれば、一般の占有者と異なり廃棄物をごんざいに扱ったりはしないはずであり、それを否定することはそもそも優良業者などが存在しない、と言っていることと同義である。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
	<p>者を選択するよう誘導することが必要である。</p> <p>廃棄物の適正処理のための規制がなければ、処理費用が殆どかからない不法投棄等が横行することとなるおそれが極めて高く、廃棄物がリサイクル行程に投入されることはなくなることから、適正処理の低廉化のためとして安易に規制を緩和すべきではない。</p>	
(環境省)	<p>次のとおり修文されたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>廃棄物処理がの適正化及び非効率化を進める的であることは、同時に経済・環境コストに見合う合理的な再資源化処理を促困難とし、資源循環の促進につながを妨げる一つの要因ともなっている。</p> <p>(理由)</p> <p>何をもって非効率とされているのか不明であるが、関係法令の遵守は生活環境の保全のために必要なものであり、そのためのコスト負担をもって非効率とすることはあたらない。いずれにせよ、廃棄物処理を効率的に行っている処理事業者も多数おり、全て非効率と断定することはできないと考えられる。また、廃棄物処理の更なる効率化を図る場合であっても、現状として多発している廃棄物の不適正処理から生じる生活環境への支障を防止するため、適正な処理が確保されることが大前提である。</p>	<p>当会議としては、再資源化などを通じた資源循環に支障をきたしているのではないかと、との危機意識を持っており、それを主張しているに過ぎないため、修文には応じられない。</p>
<p>③危険物・保安分野 検査・報告の合理化・ 整合化について (第3パラグラフ) (第4・5パラグラフ) (総務省)</p>	<p>保安規制に関する四法は、各法律の目的が異なっており、これらに基づく検査等についても、それぞれの目的に応じ異なる部分があり、検査・報告の統一は困難であるが、各検査に係る項目は必要最小限であり、また、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化推進に関する実務者検討委員会」の最終報告も踏まえ、できるだけ申請・届出書類の合理化や検査、報告における手続の簡素化を図ることとしている。例えば、申請届出書類については、平成13年3月29日消防危第39号通知において書類の共通化、簡素合理化について促しており、危険物の規制に関する政令第8条の2第4項第1号では、消防法に基づく液体危険物タンクの設置又は変更の工事における完成前検査の一部について、高圧ガス保安法による検査又は労働安全衛生法による検定の結果を用いることができることとしているなど、各法律の目的を担保しつつ、可能な限り事務処理コストが抑制されるよう努めている。</p>	<p>保安規制に関する四法について、それぞれ目的が異なっているために検査項目が異なる理由となることは承知している。しかしながら当会議が問題視しているのは、一つの機器に対して、異なる目的のための書式の異なる報告書を複数作成しなければならないこと自体であり、どれほど簡素化しても事業者にとってみれば負担が多少減るだけにとどまってしまうことである。</p> <p>したがって保安四法に係る検査・報告の様式を例えば例えば一つ様式の中に各法令に基づく所要の次項を全て収めてしまうことで、必要な項目に対してのみ記載する方式とするなどをするにより事業者の負担を減らせるのではないかと一つの提案をしているのである。</p> <p>今後とも関係各省においては、事務処理コストが抑制されるよう引き続きご努力いただきたいと考える次第である。</p>

事 項	意 見	当会議の見解
<p>③危険物・保安分野 日本における規格が北米のASME規格等諸外国の規格に比べて改正されるのに時間がかかっているため・・・国際競争上不利である (第3パラグラフ) (総務省)</p>	<p>事故時には甚大な被害をもたらす危険物施設に適用される基準等については、国民の生命・財産を守るため、安全性を担保することが前提となっており、改正にあたってはその迅速性にも配慮しつつ、安全面での問題を確認するにあたり慎重を期したうえで、的確に対応してきている。</p>	<p>安全面において慎重を期していることは存じ上げているが、当会議としては諸外国等と比較して予算や人員が不足しているために結果として規格の改正に時間がかかっているのではないかとの問題意識を持っており、関係省庁の努力を否定する意図はない。</p> <p>しかしながら、規格の改正に時間がかかることは即ち国際競争上、日本の事業者にとって不利になることはあっても有利になることはないと考えている。</p>
<p>③危険物・保安分野 (厚生労働省)</p>	<p>(意見) P93～P94 最終段落において、「検査・」を削除する。</p> <p>(理由) 検査については、各法令によって検査の目的や対象が異なることからそれに即した内容の検査が必要であるところ、他法令の検査結果の活用等が可能か否かについては、これまでも必要な検討を行い、十分な措置を講じてきている。したがって、検査の重複等を具体的に摘示することなく、検査手法を統一する等の措置についての検討を行う旨の記述をすることは不適當である。</p>	<p>当会議としては検査手法の統一までを求めるものではなく、検査をした結果の報告書の様式を例えば一つ様式の中に各法令に基づく所要の次項を全て収めてしまうことで、必要な項目に対してのみ記載する方式とするなどを行うことにより事業者の負担を減らせるのではないかという一つの提案をしているのである。</p> <p>今後とも関係各省においては、事務処理コストが抑制されるよう引き続きご努力いただきたいと考える次第である。</p>